

別記1（第17条関連）料金の支払方法

第17条（料金の適用）に規定する料金の支払い方法については、次に定めるところによります。

1 料金の算定

- (1) 当社は、毎月1日から末日までを1ヶ月間として料金の計算を行います。また、特段の定めがある場合を除き、日割り計算を行いません。

2 料金の支払義務及び支払期日

- (1) 前項の方法で算定した利用料の支払義務は、原則として、翌月28日に発生いたします。
- (2) 契約者は、料金を支払期日までにお支払いいただきます。
- (3) 支払期日は、支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。

3 料金その他の支払方法

- (1) 料金又は延滞利息は、原則として、口座振替、クレジットカード払いのいずれかの方法によりお支払いいただきます。
- (2) 同一の場所において、同一の名義により、当社とガス又は電気の使用契約を締結されている契約者は、当社が定める日以降ガス又は電気の料金を支払われる場合と同じ支払方法にて当社のガス又は電気の料金とあわせてお支払いいただきます。
- (3) 当社が手続き上必要と判断した場合は、払込みその他の方法によってお支払いいただきます。なお、払込みの方法によりお支払いいただく場合は、当社は、払込票発行手数料として料金表に定める金額を請求いたします。また、その他の方法によりお支払いいただく場合で、お支払いに必要な各種手数料が生じる場合は、契約者の負担といたします。
- (4) 料金は、支払義務の発生した順序でお支払いいただきます。
- (5) 当社の指定する請求日までにお支払いいただけない場合若しくは口座振替によりお支払いされる場合で振替口座を変更されその手続きが完了しない場合、契約者は、料金又は延滞利息を翌月の料金とあわせてお支払いいただくことがあります。

4 料金又は延滞利息の口座振替

- (1) 料金又は延滞利息を口座振替の方法でお支払いいただく場合の金融機関は、当社が指定した金融機関といたします。
- (2) 契約者は、料金又は延滞利息を口座振替の方法で支払われる場合は、当社所定の方法によりあらかじめ当社に申し込んでいただきます。
- (3) 料金又は延滞利息の口座振替日は、当社が指定した日といたします。
- (4) 料金又は延滞利息の支払方法として口座振替の方法を申し込まれた契約者は、口座振替の手続きが完了するまでは当社指定の方法で料金又は延滞利息をお支払いいただきます。

5 料金又は延滞利息のクレジットカード払い

- (1) 契約者は、料金又は延滞利息をクレジットカード払いの方法で支払われる場合は、当社が指定したクレジットカード会社と契約者との契約にもとづき、そのクレジットカード会社に毎月継続して立替えさせる方法によりお支払いいただきます。
- (2) 契約者は、料金又は延滞利息をクレジットカード払いの方法で支払われる場合は、当社所定の

方法によりあらかじめ当社に申し込んでいただきます。

- (3) 料金又は延滞利息の支払方法としてクレジットカード払いの方法を申し込まれた契約者は、クレジットカード払いの手続が完了するまでは当社指定の方法で料金又は延滞利息をお支払いいただきます。

6 料金又は延滞利息その他の払込み

契約者は、料金、延滞利息その他を払込みの方法で支払われる場合は、当社又は当社が指定した債権回収会社を作成した払込書により、当社が指定した金融機関又はコンビニエンスストア等(以下「金融機関等」といいます。)でお支払いいただきます。なお、払込時間はそれぞれが定める時間といたします。

7 料金、延滞利息その他の当社への支払日

- (1) 当社は、契約者が料金又は延滞利息を口座振替の方法で支払われる場合は、契約者の口座から引き落とされた日に当社に対する支払いがなされたものといたします。
- (2) 当社は、契約者が料金又は延滞利息をクレジットカード払いの方法で支払われる場合は、クレジットカード会社から当社に対する立替払いがされた日に当社に対する支払いがなされたものといたします。
- (3) 当社は、お客さまが料金、延滞利息その他を金融機関等で払込みの方法で支払われる場合、その金融機関等に払い込まれた日に当社に対する支払いがなされたものといたします。

別記2(第7条関連) 契約者に関する情報

1. 契約者の氏名若しくは名称、電話番号、住所若しくは居所、請求書の送付先等、職業、勤務先、生年月日等個人の属性及び個人または団体の特性に関する事項。
2. 契約の申込日、サービスの提供を開始又は解除した日(一時停止及び再開をした日を含みます。)、その他当社に請求した日に関する事項
3. 契約内容に関する事項。
4. 利用料金等の請求額、利用料金等の滞納の事実及びその記録、請求先、支払方法、口座振替に係る口座名義人及び口座番号、クレジットカード会社、クレジットカード番号その他の料金請求・支払いに関する事項
5. 契約者のテレビ視聴に関する事項。

別記3 提携事業者

KDDI 株式会社及び沖縄セルラー電話株式会社

別記4(第18条関係) 自然災害の対象エリア

法令で定められた区域又は、当社及び JCOM マーケティングが自然災害にあたり、当社及び JCOM マーケティングの減免対象とすべきと判断した区域

附則

(実施期日)

本別記は、2026年4月1日から実施いたします。